

京 都 大 学 医 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第 5 条 第 1 年次及び第 2 年次においては、 <u>教養科目として、次の単位を修得しなければならない。</u>	第 5 条 第 1 年次及び第 2 年次においては、 <u>教養科目として、別に教授会で定める単位を修得しなければならない。</u>
(1) <u>人文・社会科学系科目 20 単位以上</u>	
(2) <u>自然科学系科目 物理学、化学、生物学及び数学の 4 領域にわたり 20 単位以上</u>	
(3) <u>外国語科目 英語 8 単位以上及びドイツ語又はフランス語 4 単位以上、合計 12 単位以上</u>	
2 前項に規定するもののほか、第 1 年次又は第 2 年次においては、 <u>専門科目のうちから教授会で定める科目を履修しなければならない。</u>	2 } (同 左)
第 6 条 (略)	第 6 条 }
第 7 条 <u>専門科目は、次のとおりとする。</u>	第 7 条 <u>専門科目、その配当及び授業時数は、別に教授会で定める。</u>
<u>解剖学、生理学、医化学、薬理学、放射能基礎医学、病理学 (医用動物学を含む。)、微生物学、衛生学、公衆衛生学、法医学、内科学、小児科学、皮膚病学、毒物学、精神医学、放射線医学、核医学、臨床検査医学、外科学、眼科学、婦人科学産科学、泌尿器科学、耳鼻咽喉科学、整形外科学、麻酔学、脳神経外科学、心臓血管外科学、形成外科学、口腔外科学</u>	
第 8 条 <u>前条に掲げた科目のほか、必要に応じ、特定の科目を授業することがある。</u>	第 8 条 <u>専門科目のほか、必要に応じ、特定の科目を授業することがある。</u>
第 9 条 <u>専門科目の配当及び授業時数は、教授会で定める。</u>	第 9 条 <u>削除</u>
(中 略)	
第 18 条 第 5 条第 1 項に定める単位を修得し、教授会の認定を受けた者でなければ、第 3 年次に配当される専門科目を履修することができない。	第 18 条 (同 左)
2 第 3 年次までに配当される専門科目のうち、教授会で定める <u>授業時数</u> を修了し、教授会の認定を受けた者でなければ、第 4 年次に配当される専門科目を履修することができない。	2 第 3 年次までに配当される専門科目のうち、教授会で定める <u>科目数</u> を修了し、教授会の認定を受けた者でなければ、第 4 年次に配当される専門科目を履修することができない。
3 第 7 条に掲げる専門科目の <u>授業時数</u> を修了し、教授会の認定を受けた者でなければ、臨床実習を履修することができない。	3 <u>第 4 年次までに配当されるすべての専門科目を修了し、教授会の認定を受けた者でなければ、臨床実習を履修することができない。</u>
(後 略)	
	附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。